

交通政策審議会海事分科会船員部会
海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

平成30年8月20日(月)

10:30 ~ 12:00

3号館11階海上保安庁会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門教授

野川 忍 明治大学法科大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

住 成信 全日本海員組合 国内局国内部副部長補

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

江口 清徳 野母商船株式会社 常務取締役

黒瀬 康弘 商船三井フェリー株式会社 常務取締役 船舶部長

配布資料一覧

資料1	交通政策審議会への諮問について.....	1
	諮問第310号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」	
資料2	海上旅客運送業最低賃金.....	2
	（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号）	
資料3	国内旅客輸送業の概要.....	4
資料4	最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数.....	9
資料5	海上旅客運送業船員賃金実態調査.....	10
資料6	海上旅客運送業の最低賃金の改正状況.....	11
資料7	海上旅客運送業に係る労使間協定賃金.....	12
資料8	最低賃金の改正に係る参考資料.....	15
	・海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）.....	16
	・費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）.....	17
	・消費者物価指数（10大費目）.....	18
	・決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数... ..	19
	・地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額.....	20
	・地域別最低賃金額改定の目安の推移.....	21
	・地域別最低賃金額一覧.....	22
	・給与勧告の実施状況等.....	23
資料9	使用者委員提出資料.....	24
	・個別交渉に係るベースアップ額の過去3年推移.....	25

国海員第 1 5 3 号

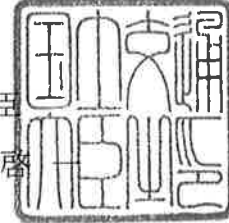
平成 3 0 年 7 月 1 2 日

交通政策審議会

会 長 古 賀 信 行 殿

国土交通大臣

石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 1 0 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

海上旅客運送業最低賃金

平成8年10月30日	平成8年運輸省最低賃金公示第6号
一部改正平成9年10月31日	平成9年運輸省最低賃金公示第5号
一部改正平成10年11月2日	平成10年運輸省最低賃金公示第2号
一部改正平成11年11月1日	平成11年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成12年11月10日	平成12年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成13年11月1日	平成13年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年3月3日	平成26年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年11月20日	平成26年国土交通省最低賃金公示第4号
一部改正平成27年12月2日	平成27年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成28年11月28日	平成28年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成29年12月8日	平成29年国土交通省最低賃金公示第2号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

244,050円

(2) 事務部職員

189,950円

(3) 部員

182,600円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）
この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

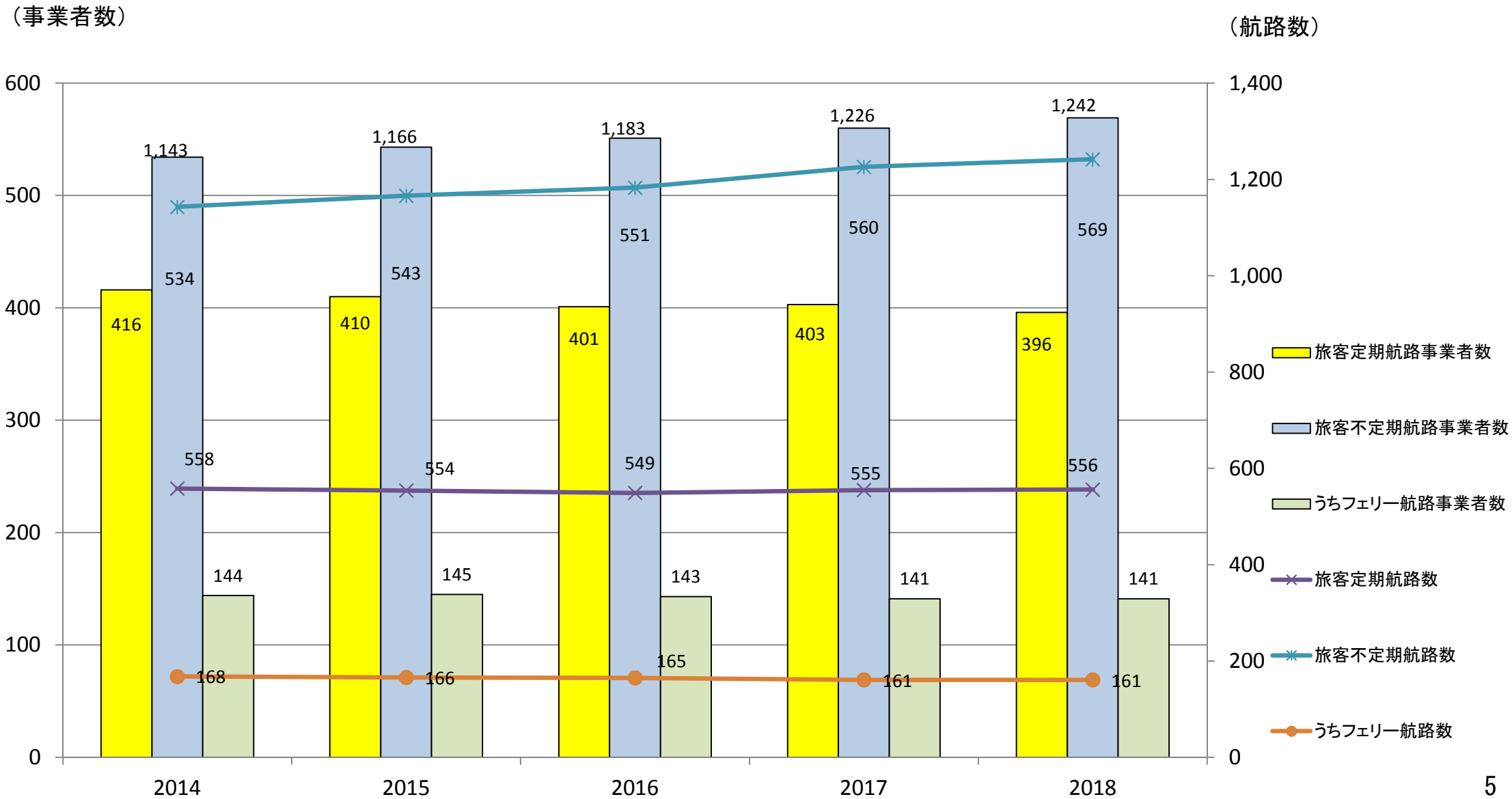
附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

国内旅客輸送業の概要

平成30年8月
海事局内航課

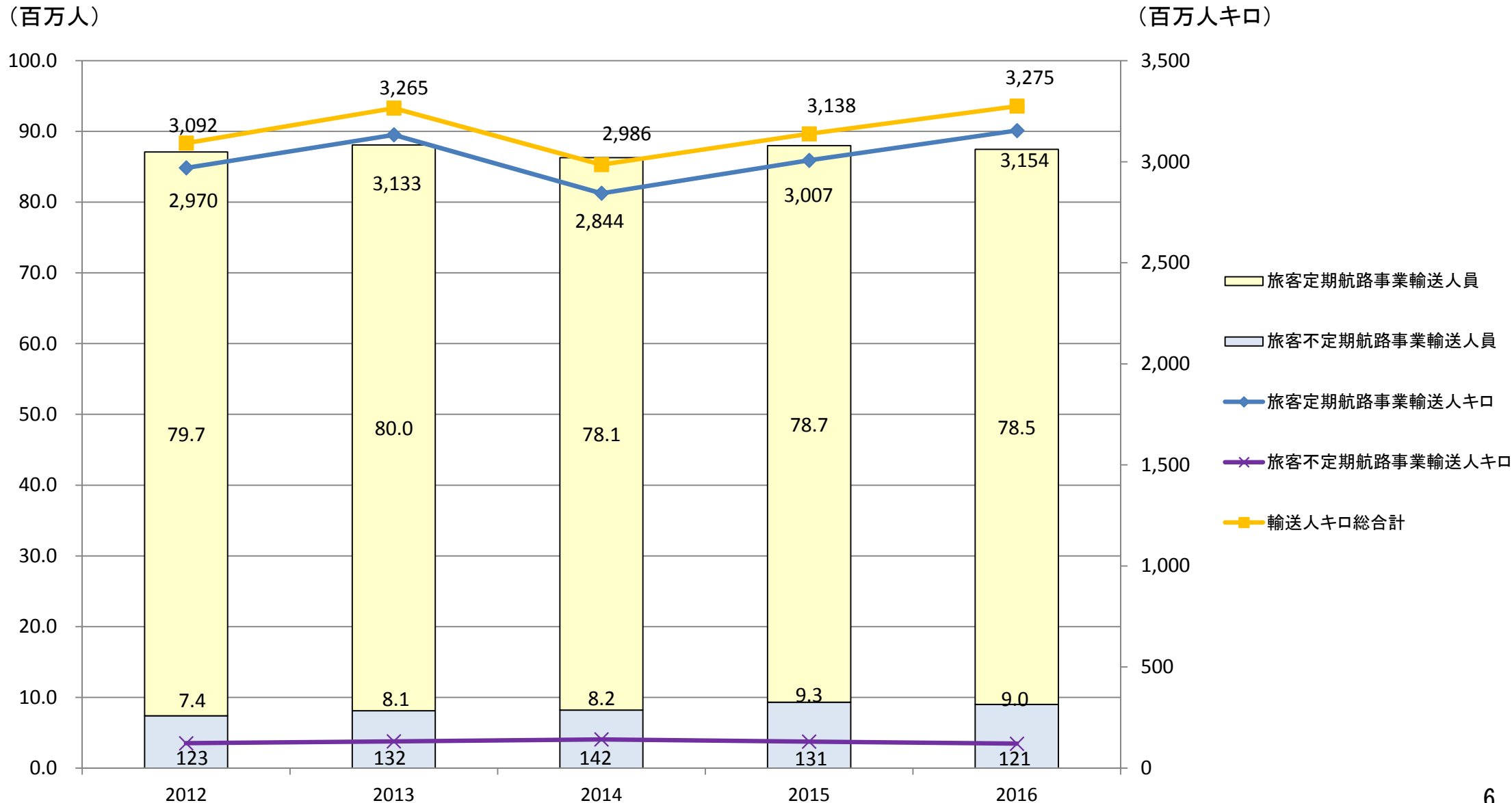
旅客船事業の業種別推移

- 旅客船事業は、2018年4月1日現在、965事業者によって1,798航路が経営されている。
- 一般旅客定期航路事業の事業者数は減少傾向、また航路数は横ばいである一方、旅客不定期航路事業の事業者数及び航路数は、ともに増加傾向にある。



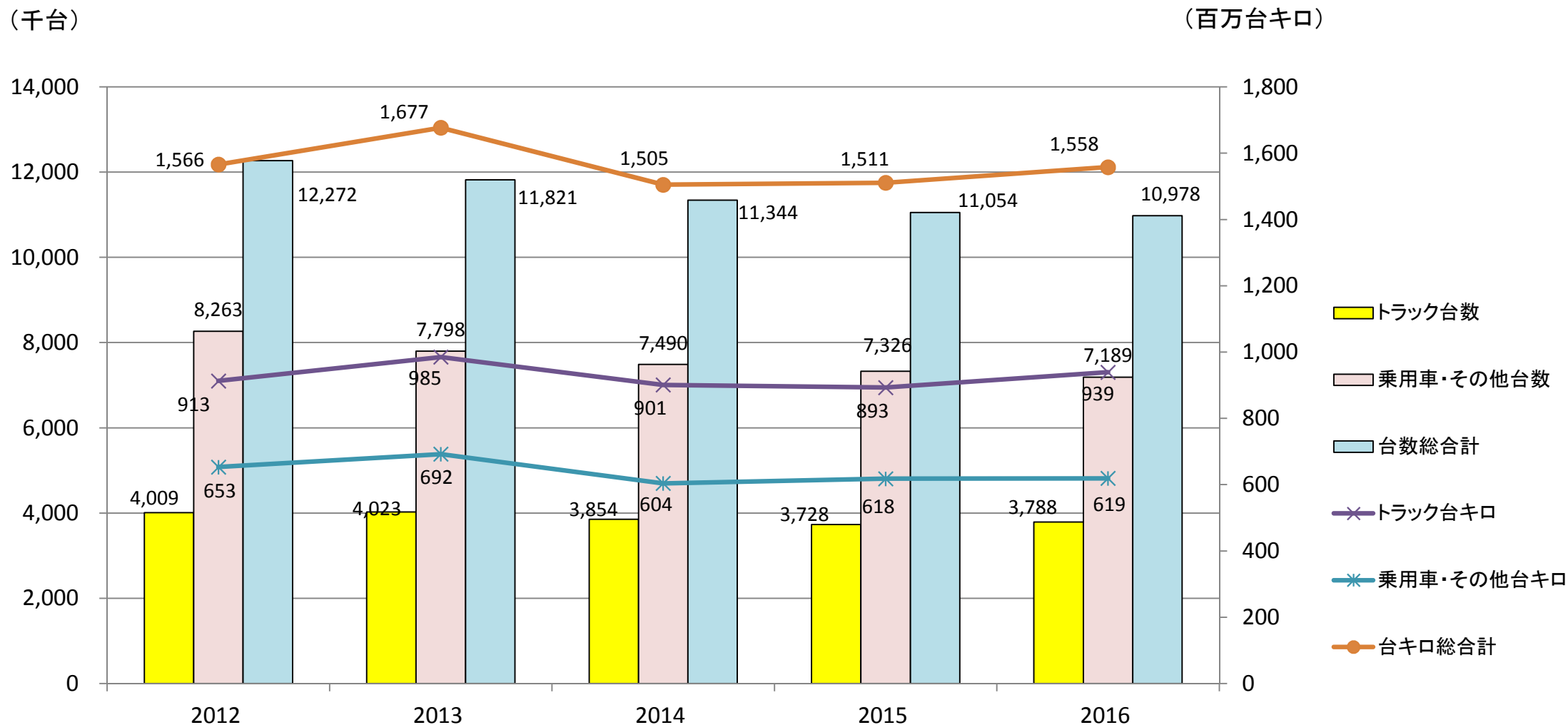
旅客輸送実績

○ 2016年度の輸送実績は、輸送人員で8,746万人(対前年度比0.5%減)、輸送人キロで32億7,533万人キロ(対前年度比4.4%増)となった。



自動車航送旅客船事業の業種別推移

○ 2016年度の自動車航送実績は、台数でトラックが3,788千台(対前年度比1.6%増)、乗用車・その他が7,189千台(対前年度比1.9%減)となり、台キロではトラックが939百万台キロ(対前年度比5.2%増)、乗用車・その他で619百万台キロ(対前年度比0.2%増)となった。



旅客航路事業の収支状況推移

- 旅客船事業全体の経営状況として、営業収入は約108億円増加している。
- 営業損益及び経常損益については、ともに4年連続で黒字で経常収支率は105.2%であった。

(単位:百万円、%)

区分	年度	航路数	営業収入	営業損益	経常損益	経常収支率
一般旅客定期航路事業	2012	515	239,451	▲ 197	303	100.1
	2013	509	250,415	2,377	4,670	101.9
	2014	497	252,301	2,186	3,013	101.2
	2015	499	223,085	11,077	11,429	105.2
	2016	508	229,141	11,926	12,516	105.6
特定旅客定期航路事業	2012	7	298	11	11	104.0
	2013	7	309	10	10	103.5
	2014	7	308	12	12	104.2
	2015	7	392	50	50	114.5
	2016	7	236	▲ 6	▲ 6	97.1
旅客不定期航路事業	2012	662	22,488	▲ 665	▲ 469	98.0
	2013	658	19,594	593	866	104.5
	2014	656	21,773	▲ 340	▲ 98	99.6
	2015	660	18,464	694	804	104.5
	2016	684	23,359	135	240	101.2
計	2012	1,184	262,237	▲ 851	▲ 155	99.9
	2013	1,174	270,317	2,980	5,547	102.0
	2014	1,160	274,382	1,858	2,927	101.1
	2015	1,166	241,941	11,821	12,283	105.2
	2016	1,199	252,735	12,056	12,750	105.2

(注) 1. 経営実態調査で報告のあった航路の航路損益を集計したものである。

2. 端数処理のため、末尾の数字が合わない場合がある。

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(平成30年4月1日現在)

業 種 局 別		海上旅客運送業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (H30. 4. 1)	8	18	449	429
	② (H29. 4. 1)	9	21	452	447
	① - ②	△ 1	△ 3	△ 3	△ 18
東北運輸局	① (H30. 4. 1)	1	2	85	85
	② (H29. 4. 1)	1	2	103	103
	① - ②	0	0	△ 18	△ 18
関東運輸局	① (H30. 4. 1)	12	18	618	606
	② (H29. 4. 1)	13	18	631	610
	① - ②	△ 1	0	△ 13	△ 4
北陸信越運輸局	① (H30. 4. 1)	4	4	135	129
	② (H29. 4. 1)	4	4	154	148
	① - ②	0	0	△ 19	△ 19
中部運輸局	① (H30. 4. 1)	3	5	205	205
	② (H29. 4. 1)	3	5	217	217
	① - ②	0	0	△ 12	△ 12
近畿運輸局	① (H30. 4. 1)	5	13	514	490
	② (H29. 4. 1)	5	13	510	485
	① - ②	0	0	4	5
神戸運輸監理部	① (H30. 4. 1)	2	7	288	282
	② (H29. 4. 1)	2	7	283	275
	① - ②	0	0	5	7
中国運輸局	① (H30. 4. 1)	3	4	83	83
	② (H29. 4. 1)	3	4	84	84
	① - ②	0	0	△ 1	△ 1
四国運輸局	① (H30. 4. 1)	12	19	470	440
	② (H29. 4. 1)	12	20	454	424
	① - ②	0	△ 1	16	16
九州運輸局	① (H30. 4. 1)	22	34	895	855
	② (H29. 4. 1)	22	34	877	836
	① - ②	0	0	18	19
沖縄総合事務局	① (H30. 4. 1)	3	3	38	38
	② (H29. 4. 1)	3	3	43	43
	① - ②	0	0	△ 5	△ 5
計	① (H30. 4. 1)	75	127	3,780	3,642
	② (H29. 4. 1)	77	131	3,808	3,672
	① - ②	△ 2	△ 4	△ 28	△ 30

海上旅客運送業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	43歳	261,500円	711,000円
賃金が最も低かった者	26歳	200,000円	245,000円
	(事務部職員) 40歳	180,700円	205,400円
平 均	48.8歳	300,756円	398,550円
人 数	82人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	61歳	413,600円	422,000円
賃金が最も低かった者	19歳	158,000円	196,950円
平 均	53.4歳	215,112円	261,452円
人 数	52人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する海上旅客運送業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、平成30年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、11隻（職員82人、部員52人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円

海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)		最賃額						244,050	(単位:円,%)	
会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標 年齢 給	職務 給							
A社	航・機士	245,080	3,600		4,650	15,100		268,430	24,380	個別協約 20.00 日
B社	〃	221,490	10,000	33,224				264,714	20,664	個別協約 ー 日
C社	〃	177,010	55,700			14,805		247,515	3,465	大型CF 21.00 日
D社	〃	177,010	55,700			12,690	12,240	257,640	13,590	大型CF 18.00 日
E社	〃	177,010	55,700			14,100		246,810	2,760	大型CF 20.00 日
F社	〃	221,430		800	6,517	15,202		243,949	-101	個別協約 21.56 日
G社	〃	247,720	1,700			19,090	6,050	274,560	30,510	個別協約 23.00 日
H社	〃	222,590	16,500			14,805	82,500	336,395	92,345	個別協約 21.00 日
I社	〃	243,050		24,310		13,400		280,760	36,710	中四旅客 20.00 日
J社	〃	250,400	3,740	62,600				316,740	72,690	個別協約 ー 日
K社	〃	236,280	2,500	9,720		3,000	37,210	288,710	44,660	個別協約 20.00 日
L社	〃	254,770	3,610	7,000	25,000	14,805		305,185	61,135	個別協約 21.00 日
M社	〃	190,530	55,770			13,395		259,695	15,645	大型CF 19.00 日
N社	〃	216,370	11,440			13,711	42,517	284,038	39,988	個別協約 ー 日
O社	〃	243,050		24,305		8,400		275,755	31,705	中四旅客 20.00 日
P社	〃	177,010	55,700			14,100		246,810	2,760	大型CF 20.00 日
Q社	〃	177,400	55,700			14,100		247,200	3,150	大型CF 20.00 日
R社	〃	178,700	55,700			12,690		247,090	3,040	大型CF 18.00 日
S社	〃	178,700	55,700			14,100		248,500	4,450	大型CF 20.00 日

2. 事務部職員

最賃額

189,950

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標準年齢給	職務給							
A社	事務員 (未経験)	182,250	8,760			14,100		205,110	15,160	大型CF 20.00 日
B社	"	177,010	8,760			14,100		199,870	9,920	大型CF 20.00 日
C社	"	170,250	8,760			14,100		193,110	3,160	大型CF 20.00 日
D社	"	238,930	3,580	59,730				302,240	112,290	個別協約 - 日
E社	"	225,760		22,580		13,400		261,740	71,790	中四旅客 20.00 日
F社	"	184,760				16,560	3,800	205,120	15,170	個別協約 23.00 日

3. 部 員

最賃額

182,600

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最 賃 額 と の 差	備 考 (航海日当/月)
		標 準 給	職 務 給							
A社	部員 (未経験)	170,250	8,170			12,700		191,120	8,520	大型CF 20.00 日
B社	"	177,010	8,170			13,335		198,515	15,915	大型CF 21.00 日
C社	"	169,050		16,905		5,800		191,755	9,155	中四旅客 20.00 日
D社	"	169,050	3,290	2,000	25,000	13,335		212,675	30,075	個別協約 21.00 日
E社	"	169,050		16,910		10,300		196,260	13,660	中四旅客 20.00 日
F社	"	168,410	3,410	42,100				213,920	31,320	個別協約 - 日
G社	"	170,250	8,170			12,700		191,120	8,520	大型CF 20.00 日
H社	"	170,250	8,170			11,430		189,850	7,250	大型CF 18.00 日
I社	"	168,690		8,100		2,000	29,328	208,118	25,518	個別協約 20.00 日
J社	"	160,060				10,261	42,517	212,838	30,238	個別協約 - 日
K社	"	170,250	8,170			12,065		190,485	7,885	大型CF 19.00 日
L社	"	169,270		25,391				194,661	12,061	個別協約 - 日
M社	"	170,250	8,170			11,430	12,240	202,090	19,490	大型CF 18.00 日
N社	"	167,950		800	4,439	13,692		186,881	4,281	個別協約 21.56 日
O社	"	158,370	1,000			13,335	82,500	255,205	72,605	個別協約 21.00 日
P社	"	184,760				16,560	3,800	205,120	22,520	個別協約 23.00 日
Q社	"	170,250	8,170			12,700		191,120	8,520	大型CF 20.00 日
R社	"	165,310			4,350	12,700		182,360	-240	個別協約 20.00 日
S社	"	170,640	8,170			12,700		191,510	8,910	大型CF 20.00 日

最低賃金の改正に係る参考資料

海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区 分	決定公示 年月日	職 員	部 員
北海道	H30.2.19	242,700	181,500
東 北	H30.3.6	242,100	180,250
関 東	H30.2.19	244,050	182,600
北陸信越	H30.2.19	242,350	176,300
中 部	H30.3.6	243,700	180,900
近 畿	H30.3.19	243,750	181,950
神 戸	H30.3.19	243,800	182,000
中 国	H30.3.6	242,530	174,360
四 国	H30.3.6	242,530	174,360
九 州	H30.4.3	242,300	174,510
沖 縄	H30.3.19	244,050	182,600

費目別、世帯人員別標準生計費(平成30年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,490	40,770	50,640	60,510	70,380
	(25,350)	(44,690)	(52,320)	(59,960)	(67,590)
	140	-3,920	-1,680	550	2,790
住居関係費	47,720	52,300	47,030	41,750	36,480
	(46,690)	(57,620)	(49,200)	(40,780)	(32,360)
	1,030	-5,320	-2,170	970	4,120
被服・履物費	2,580	9,010	10,350	11,690	13,020
	(2,640)	(6,620)	(8,620)	(10,620)	(12,620)
	-60	2,390	1,730	1,070	400
雑費Ⅰ	32,860	29,680	55,050	80,430	105,800
	(33,300)	(45,020)	(62,030)	(79,060)	(96,070)
	-440	-15,340	-6,980	1,370	9,730
雑費Ⅱ	8,280	18,930	23,450	27,970	32,480
	(8,580)	(24,990)	(27,090)	(29,200)	(31,300)
	-300	-6,060	-3,640	-1,230	1,180
計	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
前年	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940
対前年増減	370	-28,250	-12,740	2,730	18,220
対前年比 (前年100)	100.3	84.2	93.6	101.2	107.6

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「平成29年人事院勧告(参考資料)」、「平成30年人事院勧告(参考資料)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10000	2623	2087	745	348	412	430	1476	316	989	574	
指数・27年100	25年	96.6	93.4	99.9	96.6	94.9	95.8	98.1	99.4	96.6	94.6	95.5
	26年	99.2	97.0	100.0	102.6	98.5	97.8	99.1	102.0	98.4	98.1	99.0
	27年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	28年	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0	100.7
	29年	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3	100.9
対前年比・%	25年	0.4	△ 0.1	△ 0.4	4.6	△ 2.2	0.3	△ 0.6	1.4	0.5	△ 1.0	1.2
	26年	2.7	3.8	0.0	6.2	3.8	2.2	1.0	2.6	1.9	3.7	3.7
	27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9	1.0
	28年	△ 0.1	1.7	△ 0.1	△ 7.3	△ 0.4	1.8	0.9	△ 2.0	1.6	1.0	0.7
	29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4	0.3
月別指数・27年100	29年1月	100.0	102.7	99.8	92.4	100.1	98.8	100.8	98.4	101.9	100.2	100.7
	2月	99.8	102.2	99.7	93.0	100.2	99.4	100.7	97.9	101.9	100.3	100.5
	3月	99.9	101.9	99.8	93.6	98.9	101.4	100.8	97.8	101.9	101.0	100.7
	4月	100.3	102.1	99.8	94.4	99.6	103.4	101.1	98.2	102.5	101.5	101.0
	5月	100.4	102.0	99.7	95.8	99.4	103.4	101.3	98.3	102.5	101.8	101.0
	6月	100.2	102.0	99.7	96.1	99.0	103.0	101.2	98.3	102.2	100.9	100.8
	7月	100.1	101.7	99.7	96.1	98.7	100.1	101.3	98.5	102.2	100.9	100.9
	8月	100.3	102.0	99.7	96.0	98.4	99.2	103.0	98.2	102.2	102.6	101.1
	9月	100.5	102.9	99.7	96.2	98.1	103.6	103.0	97.8	102.3	101.3	101.0
	10月	100.6	102.2	99.7	96.4	99.1	104.1	102.8	98.4	102.3	101.9	101.1
	11月	100.9	103.2	99.7	96.4	99.1	104.4	102.7	98.9	102.3	101.8	101.2
	12月	101.2	104.3	99.6	96.5	98.8	103.2	102.6	99.2	102.3	101.8	101.2
	30年1月	101.3	105.9	99.6	96.6	98.9	99.4	102.4	99.1	102.3	100.7	101.2
	2月	101.3	105.3	99.6	97.0	98.5	99.8	102.6	99.4	102.3	101.5	101.1
	3月	101.0	103.8	99.6	97.3	97.5	101.4	102.5	99.5	102.3	101.5	101.2

資料出所：総務省統計局「平成27年(2015年)基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(30.3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	280	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	233	32,358
イ 新産業別最低賃金	230	32,325
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	230	32,325
ロ 従来の産業別最低賃金	3	33
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	2	29

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(30.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 食料品・飲料製造業関係	7	4	168
織 繊維工業関係	5	8	137
木 木材・木製品製造業関係	1	1	9
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙加工品製造業関係	2	1	87
印 刷 ・ 同関連産業関係	2	10	112
塗 料 製 造 業 関 係	4	1	53
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	1	57
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	4	4	98
鉄 鋼 業 関 係	21	36	1,463
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	10	452
金 属 製 品 製 造 業 関 係	4	9	120
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	25	247	5,172
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	9	231
電 気 機 械 器 具 製 造 業 関 係	45	254	10,052
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	33	152	8,674
小 計	170	747	26,885
非 製 造 業			
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	22	395
各 種 商 品 小 売 業 関 係	32	20	2,696
自 動 車 小 売 業 関 係	24	240	2,297
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	34
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	3	18
小 計	60	295	5,440
合 計	230	1,042	32,325

2-2 従来の産業別最低賃金

(30.3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	5	26
道路貨物運送業関係	1	1	3
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	3	7	33

注：1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成26年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料出所：「平成30年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（平成30年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度			
		2 9 年 度	2 8 年 度		
地 域 別 最 低 賃 金		848 (47)	823 (47)		
対前年度上昇率 (%)		3.04	3.13		
特 定 最 低 賃 金 （※1、2）	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係	780 (7)	766 (7)
			繊維工業関係	778 (5)	762 (5)
			木材・木製品製造業関係	840 (1)	824 (1)
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	812 (2)	804 (2)
			印刷・同関連産業関係	782 (2)	771 (2)
			塗料製造業関係	922 (4)	908 (4)
			ゴム製品製造業関係	862 (1)	847 (1)
			窯業・土石製品製造業関係	864 (4)	846 (4)
			鉄鋼業関係	910 (21)	891 (22)
			非鉄金属製造業関係	851 (9)	840 (9)
			金属製品製造業関係	877 (4)	862 (4)
			一般機械器具製造業関係	879 (25)	865 (25)
			精密機械器具製造業関係	869 (7)	852 (7)
			電気機械器具製造業関係	855 (45)	839 (45)
			輸送用機械器具製造業関係	895 (33)	880 (33)
			小 計	875 (170)	859 (171)
			非 製 造 業	新聞・出版業関係	856 (2)
	各種商品小売業関係	813 (32)		806 (31)	
	自動車小売業関係	857 (24)		849 (24)	
	自動車整備業関係	819 (1)		801 (1)	
	道路貨物運送業関係	910 (1)		910 (1)	
	小 計	835 (60)		827 (59)	
	合 計		868 (230)	854 (230)	
対前年度上昇率 (%)		1.64	1.67		
旧 産 業 別 最 低 賃 金		805 (2)	804 (2)		
総 合 計		868 (232)	854 (232)		

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772	(日 額) 5,772

資料出所：「平成30年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位：円（％）

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成17年度	3	(0.43)	3	(0.45)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.42)
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								

(注)1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。

2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。

3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		28年度最低賃金額		対前年度 増減額	29年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		円	—	円	円	—	円
		823		25	848		25
A	埼玉	845	28.10.1	25	871	29.10.1	26
	千葉	842	28.10.1	25	868	29.10.1	26
	東京	932	28.10.1	25	958	29.10.1	26
	神奈川	930	28.10.1	25	956	29.10.1	26
	愛知	845	28.10.1	25	871	29.10.1	26
	大阪	883	28.10.1	25	909	29.9.30	26
B	茨城	771	28.10.1	24	796	29.10.1	25
	栃木	775	28.10.1	24	800	29.10.1	25
	富山	770	28.10.1	24	795	29.10.1	25
	山梨	759	28.10.1	22	784	29.10.14	25
	長野	770	28.10.1	24	795	29.10.1	25
	静岡	807	28.10.5	24	832	29.10.4	25
	三重	795	28.10.1	24	820	29.10.1	25
	滋賀	788	28.10.6	24	813	29.10.5	25
	京都	831	28.10.2	24	856	29.10.1	25
	兵庫	819	28.10.1	25	844	29.10.1	25
	広島	793	28.10.1	24	818	29.10.1	25
C	北海道	786	28.10.1	22	810	29.10.1	24
	宮城	748	28.10.5	22	772	29.10.1	24
	群馬	759	28.10.6	22	783	29.10.7	24
	新潟	753	28.10.1	22	778	29.10.1	25
	石川	757	28.10.1	22	781	29.10.1	24
	福井	754	28.10.1	22	778	29.10.1	24
	岐阜	776	28.10.1	22	800	29.10.1	24
	奈良	762	28.10.6	22	786	29.10.1	24
	和歌山	753	28.10.1	22	777	29.10.1	24
	岡山	757	28.10.1	22	781	29.10.1	24
	山口	753	28.10.1	22	777	29.10.1	24
	徳島	716	28.10.1	21	740	29.10.5	24
	香川	742	28.10.1	23	766	29.10.1	24
	福岡	765	28.10.1	22	789	29.10.1	24
D	青森	716	28.10.20	21	738	29.10.6	22
	岩手	716	28.10.5	21	738	29.10.1	22
	秋田	716	28.10.6	21	738	29.10.1	22
	山形	717	28.10.7	21	739	29.10.6	22
	福島	726	28.10.1	21	748	29.10.1	22
	鳥取	715	28.10.12	22	738	29.10.6	23
	島根	718	28.10.1	22	740	29.10.1	22
	愛媛	717	28.10.1	21	739	29.10.1	22
	高知	715	28.10.16	22	737	29.10.13	22
	佐賀	715	28.10.2	21	737	29.10.6	22
	長崎	715	28.10.6	21	737	29.10.6	22
	熊本	715	28.10.1	21	737	29.10.1	22
	大分	715	28.10.1	21	737	29.10.1	22
	宮崎	714	28.10.1	21	737	29.10.6	23
	鹿児島	715	28.10.1	21	737	29.10.1	22
	沖縄	714	28.10.1	21	737	29.10.1	23

資料出所：「平成30年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
16	8月6日	なし	---	---	-	0.0	1.67
17	8月15日	△ 0.36	給与法公布日の翌月	勧告どおり	-	△ 0.3	1.71
18	8月8日	なし	---	---	-	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	0.4	0.0	1.87
20	8月8日	なし	---	---	△ 4.1	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.4	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.1	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	2.6	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.2	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.0	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	1.0	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	1.7	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	---	-	-	2.26

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)

使用者委員提出資料

平成30年8月20日
(一社)日本旅客船協会

個別交渉に係るベースアップ額の過去3年推移

(単位:円)

会社名	標準船員		
	ベースアップ		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A社	502	0	0
B社	500	200	500
C社	300	300	200
D社	500	200	200
E社	500	200	500
ベースアップを実施した事業者における平均アップ額	460	225	350

※ 労海務部会労務対策委員会に加盟する事業者の実績
(地方最賃対象事業者を除く。)